

就労支援を希望する難病患者の皆さま
難病患者の方を雇用する事業主の皆さま



難病患者就職サポーターに ご相談ください

難病患者就職サポーター（看護師・日本難病看護学会認定 難病看護師）は、^{※1}難病をお持ちの方、お一人おひとりの症状を踏まえた就職活動を支援しています。また、在職中に難病を発症した社員の雇用継続などの企業支援等、総合的な就労支援を行います。

※1 難病とは…◎発病の機構が明らかでなく ◎治療方法が確立していない ◎希少な疾病であって
◎長期の療養を必要とするもの（難病の患者に対する医療等に関する法律より）

- 病気のことを会社に伝えた方がいいか迷っている
- 病気になり休職しているが、復職するか転職するか迷っている
- これから難病と向き合い働きたいが、どのように説明したら良いのか
- 仕事の選び方や探し方がわからない
- 受けられる公的な支援制度（利用可能なサービス）が知りたい
- 難病の社員の雇用管理についてどのような配慮が必要なのか



相談をご希望の方は、専門援助相談窓口またはお電話で、相談日時をご予約ください。



ハローワーク立川 専門援助部門

直通 042-525-8624

*相談は予約制で1回40分程度となります。

*来所されましたら番号札を取らずに、赤い椅子に座ってお待ちください。

難病患者就職サポーターをご利用の皆様へ

- ・ハローワーク立川では、難病患者に対する相談経験を有する「難病患者就職サポーター」が、個々の希望や症状に合わせた個別支援を実施しています。
- ・働く上での課題やこれまでのキャリアの整理を支援し、ご自身の希望や症状を踏まえた就職活動を支援します。

☆支援の流れについて☆

プレ相談

- ・ハローワークや難病相談支援センター等で初回の相談
- ・希望する働き方や通院状況など現状の確認
- ・支援メニューの説明、継続的な個別支援への意向確認

求職登録

※未登録の場合のみ

- ・求職申込書へ希望条件やこれまでの経験を記入
- ・就職の希望時期や症状に合わせ、原則予約制とした担当者制による個別支援を開始

支援開始

- ・これまでの業務や経験を整理し、自己理解を促進
- ・職業の特徴や労働市場の理解を促進し職業選択を支援
- ・働く上での課題の把握と必要な配慮事項の整理を支援
- ・活用できる制度に関する情報提供
- ・応募書類作成や面接対策の支援 など

定着支援

- ・希望に応じて、就職後おおむね1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後等、一定の期間をおいて複数回、電話等により、職場適応状況の把握等を実施
- ・また、職場内でのコミュニケーション等悩みが発生した場合も適宜ご相談ください